

# 菱実会賞表彰規程

(2016年4月25日制定)

## (趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学理工学部同窓会会則（平成16年4月1日制定。以下「会則」という。）第4条第3号の規定に基づき、佐賀大学理工学部同窓会（菱実会）会長（以下「会長」という。）が行う表彰（以下「菱実会賞」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (菱実会賞候補者の基準)

第2条 菱実会賞は、佐賀大学理工学部の学生（科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生を除く。）で同窓会会費を納入した者（以下「学生」という。）を対象に、社会活動、課外活動、学術研究活動等において、成果や評価が顕著であると認められた場合に授与する。

## (菱実会賞候補者の推薦)

第3条 前条の推薦書を会長に申請する。自己推薦書が望ましい。  
2 詳細な活動内容、成果や評価などを示す参考資料を付けることができる。

## (菱実会賞の決定)

第4条 会長は、前条により推薦があった場合には、会則第11条に規定する理事会の議を経て、菱実会賞を授与する学生等を決定する。  
2 原則として毎年数件（原則として個人、団体の場合は代表者）を選定する。ただし、該当無しもあり得る。

## (菱実会賞授与の方法等)

第5条 菱実会賞の表彰状及び副賞の授与は、理工学部同窓会の定例総会または役員会において行う。  
2 前項の副賞は1件2万円程度の記念品とする。

## (雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、菱実会賞に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附則

この規程は、2016年4月25日から施行する。  
この規程は、2019年4月25日に一部改正を行った。